

健発 0620 第 4 号
令和 4 年 6 月 20 日

各 { 都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施について

標記の実施については、平成 16 年 3 月 30 日健発第 0330019 号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 4 年 4 月 1 日から適用されることとされたので通知する。

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施要綱
新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

新	旧
<p>ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 実施方法</p> <p>1 この事業は、2 次感染したことにより、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、その原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の申請をすることにより行うものとする。<u>ただし、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定出来ない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2 次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。</u></p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第 5 ～ 第 8 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 第 3 (略)</p> <p>第 4 実施方法</p> <p>1 この事業は、2 次感染したことにより、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、その原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の申請をすることにより行うものとする。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第 5 ～ 第 8 (略)</p> <p>附則 (略)</p>